

平成30年第5回定例会

江東区教育委員会会議録

平成30年5月25日（金）

江東区教育委員会

平成30年第5回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 平成30年5月25日(金) 午前10時00分
- 2 閉会年月日 平成30年5月25日(金) 午前11時21分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男(教育長)、眞貝裕利子(教育長職務代理者)、松江恒治、橋本俊雄、進藤孝、
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
寺内教育委員会事務局参事 教育センター所長事務取扱、
岩井庶務課長、谷川学校施設課長(整備担当課長兼務)、油井学務課長、
伊藤指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、
堀越学校支援課長、池田放課後支援課長、
上原江東図書館長(深川図書館長兼務)
- 6 議事案件
議案第14号 江東区立扇橋小学校校舎増築その他改修工事請負契約
議案第15号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例
議案第16号 江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- 7 報告事項
 - (1) 江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について
 - (2) 学校施設の収容対策について
 - (3) 学校閉庁日の設定について
 - (4) 学校給食における放射性物質検査について
 - (5) 区立幼稚園のあり方に関する検討状況について
 - (6) 平成30年度江東区立中学校生徒海外短期留学について
 - (7) 平成30年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理について
 - (8) 専決処分した事件の報告について
 - (9) 「部活動等の振興を図る検討委員会」の進捗状況について
 - (10) 千田福祉会館・千田児童館の指定管理者の選定手続きについて
 - (11) 第30回江東子どもまつり開催の結果について
 - (12) 江東区立図書館 指定管理者の選定手続きについて
- 8 協議事項
 - (1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公

表について

9 追加議事案件

| | |
|--------|------------------------------|
| 議案第17号 | 江東区立平久小学校校舎増築その他改修工事請負契約 |
| 議案第18号 | 江東区立香取小学校校舎改築その他改修工事請負契約 |
| 議案第19号 | 江東区立香取小学校校舎改築その他電気設備改修工事請負契約 |
| 議案第20号 | 江東区立香取小学校校舎改築その他機械設備改修工事請負契約 |
| 議案第21号 | 江東区立第二砂町小学校校舎その他改修工事請負契約 |
| 議案第22号 | 江東区立第二砂町小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約 |
| 議案第23号 | 江東区立第二砂町小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約 |

10 審議概要

岩佐教育長 おはようございます。ただいまより、平成30年第5回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。松江委員、橋本委員にお願いいたします。

それでは審議に入ります。日程第1 議案第14号 江東区立扇橋小学校校舎増築その他改修工事請負契約を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

武越事務局次長 議案第14号 江東区立扇橋小学校校舎増築その他改修工事請負契約。上記の議案を提出する。平成30年5月25日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出いたします。

岩佐教育長 学校施設課長。

谷川学校施設課長 それでは、議案第14号についてご説明いたします。

この工事は収容対策に伴う教室の確保を目的とする校舎の増築を行うものでございます。

本件は5月11日に一般競争入札が行われ、記載のとおり新日本工業株式会社が3億6,072万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料1に入札の結果を添付しておりますが、落札率は92.8%でございます。

本議案は第2回区議会定例会の議決を受け本契約の締結となります。また、工期末につきましては、平成31年11月29日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決いただけます

ようお願いいたします。

岩佐教育長 それは、本案について質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

続きまして日程第2、日程第3及び報告事項12は互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じます。

それでは、日程第2 議案第15号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例。日程第3 議案第16号 江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則。報告事項12 江東区立図書館 指定管理者の選定手続きについてを一括して説明願います。

事務局次長。

武越事務局次長 議案第15号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例。及び議案第16号 江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。平成30年5月25日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及び第29条の規定に基づき、本案を提出いたします。

岩佐教育長 江東図書館長。

上原江東図書館長 一括議題となりました日程第2、日程第3及び報告事項12はいずれも来年度より実施予定の区立図書館指定管理者制度導入に関連する議案でございます。

指定管理者制度導入に関するこれまでの経緯につきましては本委員会でもご報告をしておりますが、区立図書館では平成28年度より江東・深川図書館を除く地域館に平成31年度から2カ年で指定管理者制度を導入することなどについて検討し、昨年度は教育委員会事務局内に区立図書館指定管理者制度導入準備委員会を設置し、指定管理者対象館のグループ分け、月曜開館の実施の是非、開館時間の延長などについて検討を行ったところでございます。

この検討対象でありましたグループ分けについては、来館者数や地域バランスを踏まえグループ4館ずつとし、平成30年度、31年度の2カ年に分けて実施することといたしました。

また利用者サービスの充実化のため月曜開館、平日祝日の開館時間の延長についてはいずれも各グループごとの指定管理者制度導入の時期に

合わせ実施することといたしました。

これらの検討結果を踏まえ、今般5月14日に開催されました第1回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会において平成30年実施の指定管理の選定手続きについて了承されたため、選定手続きを実施するものでございます。

それでは資料15江東区立図書館指定管理者の選定手続きについてをごらんいただければと思います。

よろしいでしょうか。まず1、施設の名称、施設の所在地について説明いたします。

今年度実施予定の指定管理者選定の対象館は豊洲・古石場・亀戸・砂町図書館としております。次に指定期間については、31年4月1日から5年間としております。

次に3、選定方法については、公募による選定としております。

次に4、今後の日程については本年8月に候補事業者を選定し、10月の第3回区議会定例会で指定議決をいただくことができましたら、来年3月までに協定の締結、4月より運営開始という流れを予定してございます。

次に、江東区立図書館条例の一部を改正する条例、江東区立図書館条例施行規則の一部改正をする規則についてご説明をいたします。

資料2江東区立図書館条例の一部を改正する条例についてをごらんください。1、改正の概要で主な改正点をご説明いたします。条例の具体的な変更箇所は裏面2ページ以降に江東区立図書館条例新旧対照表がございますので、こちらもあわせてごらんいただければと思います。

条例改正の内容は大きく3点ございますが、これらは指定管理者制度導入に伴い改正するものでございます。

1点目は第2条に名称及び位置を行政上の記載に変更しております。

2点目は、第3条に事業内容を、第4条に開館時間及び休館日について追加をしております。

3点目は、第5条に図書館の管理を指定管理者に行わせることができる旨を追加しております。

次に2 開館時間及び休館日の変更内容です。現行の図書館の開館時間は午前9時より午後8時まで、日曜、休日及び12月28日は午後5時までとなっており、休館日は毎週月曜日と年末年始、館内整備日、特別整理期間となっているところでございます。

指定管理者制度に合わせ、改正後になりますが江東図書館・深川図書館・亀戸図書館の開館時間は午前9時より午後8時まで、これについては変更はございませんが、日曜、祝日などは現行の5時から2時間延長し午後7時まで、休館日については月曜日を開館するということにいたしました。

次に、地域拠点館に位置づけました豊洲図書館の休館日は江東図書館

などと同様でございますが、開館時間については平日9時までとなっている点が他の館と異なるところでございます。

次に古石場、砂町図書館は文化センター内に併設しておりますので、文化センターの休館日である第1月曜日及び第3月曜日は図書館も合わせて休館としている点が他の館とは異なりますが、休日に当たる場合は開館日としております。

なお、改正後に記載のない東陽・東雲・城東・東大島図書館については平成32年度の指定管理者制度導入に合わせて開館時間及び休館日などの変更を行うため現行どおりとなっております。

こちらについては来年度の指定管理者選定手続きと合わせて改めて条例改正のご審議をいただく予定であります。

最後に資料3江東区立図書館条例施行規則新旧対照表をご参照ください。

こちらの江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則については、これまで施行規則にて規定をされておりました第2条の事業内容や第3条の開館時間、休館日などについて今ご説明を申し上げました条例の方で規定をすることに変更したことに伴い削除などを行っているものでございます。

私からの説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

岩佐教育長 それでは、本案、そして本報告について質疑をお願いします。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。日程第2及び日程第3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定するとともに本報告を終了いたします。

次に、本日は追加議事案件があります。議事進行上の関係から、報告事項の前に追加議事案件について審議いただきたいと存じます。

それでは、追加日程第1 議案第17号 江東区立平久小学校校舎増築その他改修工事請負契約を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

武越事務局次長 議案第17号 江東区立平久小学校校舎増築その他改修工事請負契約。上記の議案を提出する。平成30年5月25日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出いたします。

岩 佐 教 育 長 学校施設課長。

谷川学校施設課長 それでは議案第17号についてご説明いたします。

この工事は収容対策に伴う教室の確保を目的とする校舎の増築を行うものでございます。

本件は5月22日一般競争入札が行われ記載のとおり株式会社創真が4億856万4,000円で落札し仮契約を結んだところでございます。資料17に入札の結果を添付してございますが、落札率は85%です。

本議案は第2回区議会定例会の議決を受け、本契約の締結となります。また工期末につきましては、平成31年9月13日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

岩 佐 教 育 長 それでは本案について質疑を願います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、お諮りいたします。追加日程第1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、追加日程第2 議案第18号 江東区立香取小学校校舎改築その他改修工事請負契約。追加日程第3 議案第19号 江東区立香取小学校校舎改築その他電気設備改修工事請負契約。追加日程第4 議案第20号 江東区立香取小学校校舎改築その他機械設備改修工事請負契約は、いずれも香取小学校校舎改築に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

それでは、本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第18号 江東区立香取小学校校舎改築その他改修工事請負契約。議案第19号 江東区立香取小学校校舎改築その他電気設備改修工事請負契約。及び議案第20号 江東区立香取小学校校舎改築その他機械設備改修工事請負契約。上記の議案を提出する。平成30年5月25日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出いたします。

岩 佐 教 育 長 学校施設課長。

谷川学校施設課長 それでは議案第18号についてご説明します。

この工事は既存校舎の老朽化に伴う良好な学習環境を確保することを目的に校舎の改築と屋内運動場の大規模改修を行うものでございます。

まず建築工事に関しましては、5月22日に一般競争入札が行われ、記載のとおり関東・塚本・テッケン建設共同企業体が23億5,332万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料18に入札の結果を添付しておりますが、落札率は95.8%です。

続きまして、議案第19号についてご説明します。

本工事は議案第18号に伴う電気設備工事です。5月22日に一般競争入札が行われ記載のとおりヤマト・電交舎建設共同企業体が2億2,964万5,800円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料19に入札の結果を添付しておりますが、落札率は78.9%です。

続きまして議案第20号についてご説明します。

本工事は議案第18号に伴う機械設備工事です。5月22日に一般競争入札が行われ記載のとおり櫻井・忍建設共同企業体が3億9,636万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料20に入札の結果を添付しておりますが、落札率は99.4%です。

いずれの議案とも第2回区議会定例会の議決を受け、本契約の締結となります。また工期末につきましては、平成32年2月28日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご可決くださいますようお願いいたします。

岩佐教育長 それでは本案について質疑をお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、追加日程第5 議案第21号 江東区立第二砂町小学校校舎その他改修工事請負契約、追加日程第6 議案第22号 江東区立第二砂町小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約、追加日程第7 議案第23号 江東区立第二砂町小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約はいずれも第二砂町小学校校舎改修に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

それでは、本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第21号 江東区立第二砂町小学校校舎その他改修工事請負契約。議案第22号 江東区立第二砂町小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約。及び議案第23号 江東区立第二砂町小学校校舎その他機械設

備改修工事請負契約。上記の議案を提出する。平成30年5月25日。
提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、
本案を提出いたします。

岩佐教育長 学校施設課長。

谷川学校施設課長 それでは議案第21号についてご説明します。

この工事は既存校舎の老朽化に伴う良好な学習環境を確保することを
目的に校舎屋内体育館等の大規模改修を行うものでございます。

まず建築工事に関しましては、5月22日に一般競争入札が行われ、
記載のとおり新日本・赤石建設共同企業体が8億2,350万円で落札
し、仮契約を結んだところでございます。資料21に入札の結果を添付
しておりますが、落札率は83.8%です。

続きまして、議案第22号についてご説明します。

本工事は議案第21号に伴う電気設備工事です。5月22日に一般競
争入札が行われ記載のとおり昭電設備・大坂屋建設共同企業体が2億2,
040万2,080円で落札し、仮契約を結んだところでございます。
資料22に入札の結果を添付してございますが、落札率は79.5%で
す。

続きまして議案第23号についてご説明します。

本工事は議案第21号に伴う機械設備工事です。5月22日に一般競
争入札が行われ記載のとおり中野・平野建設共同企業体が3億5,51
0万4,000円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料
23に入札の結果を添付してございますが、落札率は98.8%です。

いずれの議案も第2回区議会定例会の議決を受け、本契約となります。
また工期は、平成31年5月31日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご可決くださいますよ
うお願いいたします。

岩佐教育長 本案についてご審議をお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 お諮りいたします。追加日程第5、追加日程第6及び追加日程第7に
ついて、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。
これより、報告事項に入ります。

報告事項1 江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の
報告についてを事務局より説明願います。

庶務課長。

岩井庶務課長 私から報告事項1 江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告についてご説明いたします。恐れ入りますが資料4をごらんください。

まず1の債権放棄についてです。

江東区私債権の管理に関する条例におきまして債権の放棄について規定されており、同条例第13条の各号いずれかに該当する場合は当該債権を放棄することができるということになってございます。

奨学資金貸付金につきまして、同条例第13条第1項第2号の「破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき」及び第3号「当該債権について消滅時効が完成したとき」に該当する債権の放棄をいたしましたのでご報告いたします。

次に2の債権放棄額等についてです。

放棄した債権は9件で、合計355万2,000円、放棄決定日は30年3月30日としてございます。

債権放棄9件の内訳についてですが、奨学資金貸付金の時効である10年に達したものが8件、破産免責となったものが1件ということとなっております。

この債権放棄につきましては、6月の第2回定例会文教委員会で報告する予定としてございます。

説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項2 学校施設の収容対策についてを説明願います。

庶務課長。

岩井庶務課長 学校施設の収容対策について説明いたします。

恐れ入りますが、資料5をごらんください。

本年5月1日における住基上の人口ベースに今後のマンション開発等により増加が見込まれている児童数を考慮の上、平成31年度から36年度の児童人口を推計した結果、最大使用教室数が利用可能教室数を上回った学校を主に取りまとめたものとなっております。

小学校15校、中学校5校、義務教育学校1校の計21校を記載しており、表の2列目収容対策の列におきまして黒丸となっている学校は既に収容対策が決定している学校であり、アスタリスク、米印の学校は収容対策が今後必要になると見込まれる学校となっております。

まず小学校でございますが、黒丸としている平久小学校と扇橋小学校は32年度、東川小学校と豊洲西小学校は33年度、第二亀戸小学校は34年度に増築等の供用開始する予定となっております、これにより教室不足は解消する見込みとなっております。

アスタリスクとしている学校、明治小学校から始まりまして裏面、亀高小学校まででございますが、こちらについては今後の児童数の推移を注視しつつ必要に応じて教室の改修等を検討してまいります。

特に豊洲地区におきましては、今後も大規模マンション開発が想定されるため、増築も視野に検討する必要がございます。

また、東雲小学校は利用可能教室数に収まっておりますが、今後もマンション開発が進むと想定されている地域でありまして注意が必要であると考えております。

次に中学校でございますが、裏面4段目の深川第四中学校から有明中学校の5校におきまして、将来的に最大使用教室数が利用可能数を上回ると見込んでおります。中学校につきましても、小学校と同様、今後の生徒数の推移を注視しつつ、必要に応じて教室の改修等を検討してまいります。

最後に義務教育学校でございますが、裏面の表の3段目、有明西学園を記載してございます。有明地域ではマンション開発の進行が著しく、有明西学園はこの4月に開校したばかりでございますが、33年度には27クラスに達し、教室不足になることが見込まれております。

資料に記載している最大使用教室数34は平成36年度の推計値でございますが、後期課程は36年度に16教室と見込んでおりますので、前期後期合わせますと50教室と、前期後期の利用可能数48教室を上回る見込みとなっております。有明地区につきましては教室の改修等による対応もさることながら、今後の開発動向を注視しまして、中長期的な視点で収容対策を講じる必要があるものと認識しております。

本区における児童・生徒数はいずれ減少に転じるときが来ると想定されますが、当面の間は豊洲、東雲、有明といった臨海部を中心に児童・生徒数は増加し続けると見込まれております。

本区の児童・生徒を小中学校及び義務教育学校へ適切に収容するべく条例に基づくマンション事業者との事前協議を十分に行い、入居時期や通学区域について調整を図ってまいります。

説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。
次に、報告事項3 学校閉庁日の設定についてを説明願います。

庶務課長。

岩井庶務課長 それでは私より学校閉庁日の設定についてご説明いたします。

学校閉庁日につきましては、3月27日教育委員会におきまして指導室長より検討の背景や実施期間、概要等についてご説明したところでございますが、用務職員や警備職員といった学校職員にも影響があるため改めて庶務課にて整理させていただきました。

それでは資料6 学校閉庁日の設定についてごらんください。

1、目的でございますが、教員による長時間勤務が常態化している現状を踏まえまして学校閉庁日を設定することで、教員が休暇を取得しやすい環境を整えるとともに教員全体の働き方に関する意識改革を図るものとしてございます。

次に2、概要でございますが、実施期間を8月13日～17日の5日間とし、対象を区立小・中学校、義務教育学校及び区立幼稚園に勤務する教員としてございます。

閉庁日期間中の運営方法としまして（4）に4点挙げておりますが、①期間中は閉門し、基本的に外部対応を行わないこと。2つ目、学校では原則電話対応をせず、緊急的な連絡のみ指導室で対応すること。3つ目、部活動は原則として休養日とすること。4つ目、施設開放や体育館の貸出は原則行わないものとしてございます。各項目とも原則としての運用方法となっておりますので、個別対応が必要な場合は各校で柔軟に対応していただくこととなります。

特に④でありました、地域のお祭り等で校庭を使用しているなどといったケースは一律的に対応できない部分もあろうかと思っておりますので、原則は実施しないこととしつつ、これまでの経緯や地域との関係性に応じてあつれきが生じないよう各校園で個別判断いただくことと考えてございます。

3、学校閉庁日の周知についてでございますが、学校閉庁日の設定にあたっては保護者や地域住民等のご理解ご協力が不可欠となりますので、事前周知を十分に行いたいと考えております。

周知方法としまして、まず児童・生徒とその保護者に対しまして（1）校園で文書配布により夏季休暇前にお知らせをします。また、2つ目、江東区報別冊として『こうとうの教育』を年2回発行して全戸配布しておりますが、その7月11日号の1面で学校閉庁日について掲載いたします。加えまして学校閉庁日では学校施設の貸出は原則行いませんので、（3）の施設定期利用者への個別周知を学校より行いたいということでございます。

学校閉庁日は本区において初めての取り組みとなりますので、さまざまな問題や課題が発生する可能性もございます。

各校園での柔軟な対応をお願いするとともに、各校園で実施状況を8

月後半に調査をしまして、導入効果や改善すべき点を検証の上次年度以降の実施に活かしていきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。
松江委員。

松江委員 資料の1、目的の2行目に「教員が休暇を取得しやすい勤務環境を整える」とありますけれども、教育職とそれから一般職との休暇の取得状況をわかる範囲でお答えいただきたいと思います。また、今回のこのことで教育職の休暇が一般職と比べてどのように変化することをもくろんでいるのか、そこをちょっと伺いたいです。

岩佐教育長 庶務課長。

岩井庶務課長 教職員、教員につきましては、原則学校に勤務しないで休暇を取得しなさいというふうに仕切ってございまして、ただ労働法規上必ず休めというような命令は出すことはできません。ですから原則教員の休暇取得を促進する日というふうに定めてございます。

一般職事務員や警備、用務職員につきましては、平常の勤務ということになります。当然休暇の申請が出れば休暇を取ることも可能ですが、原則出勤ということになってございます。

教員がいないからこそ、外部対応をしないからこそできる仕事、たとえばワックスがけとか、そういったものはかどったりするようなことも想定してございます。休暇の取得については差異があると思いますが、無事に滞りなく進めていきたいというふうに考えてございます。

なお、現在の休暇取得状況ですが、やはりこの時期に休暇を取る先生方が多いように聞いてございます。一方で、用務主事のほうからは、わざわざ混んでいるこの時期にお休みを取らずに、ずらしてお盆休みを取りたいといったような声も聞こえております。取得のしかたについてはさまざまになってございます。

以上でございます。

岩佐教育長 よろしいでしょうか。
橋本委員。

橋本委員 原則受電せずということで、この間もちょっと話題になったのですが、留守番電話対応ですか、それとも転送電話対応ですか。

岩佐教育長 庶務課長。

岩井庶務課長　この度は早期に着手する項目として進めてございまして、この働き方改革の議論が進みましたのは今年の12月ぐらいからでございます。当然予算の準備が間に合っておりませんので、今年度の夏については現在のところまだ何とも言えないところですが、予算については掛け合っているところでございます。間に合えば何とか手配もしたいと考えております。

設置が間に合わなかった場合は今年度は留守電も転送もない状況となり、よく民間の営業所で6時以降は、電話が鳴っても出なかったりという状況もあるのですが、似たような状況になるのかなと思います。可能な限り私ども事務局としては予算要求を進めていって整備していきたいという考えは持っております。以上です。

岩佐教育長　進藤委員。

進藤委員　質問ではないですが意見をひとつよろしいでしょうか。説明では、原則という表現が多く見られます。あくまで、原則を貫いていただかないと、先生の負担を減らすということになりませんので、広報もきちんとし、この時期は学校開庁日であるということ、周知していただきたいと思っております。また8月の調査報告でどのような結果になるか、楽しみにしておりますので、よろしく試行のほうお願いいたします。以上です。

岩佐教育長　眞貝委員。

眞貝委員　ちょっと橋本委員の質問とだぶると思うんですけども、この指導室の電話というのは『こうとうの教育』全戸配布するところには載せるのでしょうか。また、江東区報には載せる予定はありますか。

岩佐教育長　庶務課長。

岩井庶務課長　まず保護者へのお知らせには必ず何かあったときには指導室のほうへというご案内はさせていただきます。『こうとうの教育』のほうにも緊急の場合には指導室あるいは庶務課のほうへという連絡のご案内はいたします。

あと、江東区報は『こうとうの教育』、江東区報のとじ込みに入りますので、改めて江東区のほうにはダブルでは掲載してございません。以上でございます。

岩佐教育長　それでは、本報告を終了いたします。

次に報告事項4 学校給食における放射性物質検査についてを説明願います。

学務課長。

油井学務課長 資料7をごらんください。

学校給食における放射性物質検査についてでございます。1、給食用食材事前検査、そして2の牛乳検査、3の学校農産物検査を学校給食における放射性物質検査として行っております。

1、給食用食材事前検査ですが、こちらは平成24年度の7月から検査を開始してございます。対象となる学校給食の原材料である野菜、果物、海産物などの食材をある学校の1つの献立から5品目抽出しましてそれぞれを調理前に個別に検査をするものでございます。

毎月4校を選定し、8月を除く4月から3月までの間に計44校の検査をしております。

検査方法は深川南部保健相談所の測定器によるスクリーニング検査、簡易検査で振り分けを行うもので、学校で使用する前日に食材納入業者からその一部を保健所に納品していただきまして検査を行っております。同日の午前3時頃に結果が判明し、測定下限値未満であればそのまま給食として使用し、下限値を超えた場合には使用取りやめまして精密検査でありますゲルマニウム検査、確定検査を行うこととしています。

29年度の実績ですが、小学校29校中学校15校において3月までに計44校220検体を検査しまして、全て測定下限値未満でございました。

なお、毎月4校選定していくわけですが、毎回献立や納入業者がかぶっている学校が数校ございますので、検査をした食材と同じ産地、同じ収穫時期の物が複数の学校に同時に納品されておまして、その結果かなり多くの学校の給食食材の検査ができているという利点ございます。

続きまして2の牛乳検査です。平成24年度から学校で飲まれている牛乳のサンプルを年4回日本食品分析センターで精密検査であるゲルマニウム検査を実施しております。これまで全て下限値未満でございました。

続きまして3学校農産物検査でございます。こちらは学校の校庭等で生産し収穫した農産物を給食や調理実習で使用するに当たりまして学校からの要望でゲルマニウム検査を実施しております。これまで全て下限値未満でございました。

平成30年度の検査も同じように実施してまいりたいと考えております。

本件についての報告は以上です。

岩佐教育長 はい、それでは本件について質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長

それでは、本報告を終了いたします。

続きまして報告事項5 区立幼稚園のあり方に関する検討状況についてを説明願います。

学務課長。

油井学務課長

それでは資料8をお願いします。区立幼稚園のあり方に関する検討状況についてです。

2月の教育委員会におきまして、区立幼稚園のあり方についての検討状況や今後の大きな方向性や取り組みについてご報告をしております。

本日は前回と重なる部分もございますが、これまでの経過の概要と現時点での検討状況についてご報告いたします。始めに1経過でございます。

区立幼稚園は平成23年度に江東区行財政改革計画に位置づけられました。昭和42年から長年にわたり、私立幼稚園とともに質の高い幼児教育を提供してきましたけれども、区立幼稚園の園児数は昭和55年に4,586人をピークとし、その後は減少に転じております。平成30年5月現在の園児数は1,486人となっております。

園児数の減少の要因としましては、女性の就業者の増加から子どもを早い年齢からまた長い時間預けたいという保護者の需要が増加したことで、保育所を希望する保護者が増え区立幼稚園の提供している形態が区民ニーズに合わなくなってきたことが要因であると考えております。

このような状況から、区民ニーズの変化に対応するために平成26年以降区立幼稚園のあり方検討委員会で検討を重ねてまいりました。

認定子ども園化や3歳児保育及び預かり保育についての検討をするものの、私立幼稚園との公私格差の解消などが課題となっておりまして、具体的な結論が出ておりませんでした。

特に私立幼稚園からは、区立は4歳5歳の2年保育、私立は3歳からの3年保育という住み分けの考え方がありまして、区は3歳児保育を検討するに当たってはまず公私格差の解消や適正配置、廃園等優先して実施すべきだという意見が出されております。

そのような中、区立幼稚園のあり方検討会において、20園のたたき台というものを作成しました。

その後、2の長期計画推進委員会のまとめ、平成30年1月24日におきまして、一定の方向性が示されました。

幼稚園のニーズの推計なのですけれども、過去10年間の実績をもとに今後の区立幼稚園のニーズの推計を行いますと、入園者数は今後も減少を続け平成36年度には1,115人、平成41年度には828人となる見込みでございます。このニーズに対応していくために区立幼稚園

の適正配置、認定こども園化、3歳児保育及び預かり保育の実施を一体で進めていくというものでございます。

四角の枠の中をごらんください。区立の大規模園、の中から3歳～5歳を対象とする認定こども園への転換を検討していく。

②保育待機児童が多い地区においては、3歳児保育及び預かり保育の実施を検討していく。これは認定こども園化には時間がかかりますので、待機児対策としては3年保育及び預かり保育に一定の効果があるということからの考えです。

③平成41年度の882人という推計を見据えて廃園が8園、認定こども園化が3園、3歳児預かり保育が1園の方向性を踏まえ対象園や具体的なスケジュールは区立幼稚園あり方検討委員会において今後整理していく予定。

④あわせて、私立幼稚園への支援策や連携について検討するというものです。このまとめを受けまして、30年2月20日に区立幼稚園あり方検討会において検討したところ下の四角の枠の内容が方針としてまとめられました。

①平成41年度までの大枠の方向性を整理しつつ、平成36年度までについて具体的な計画化を行う。

②区立幼稚園を4園廃園する。

③3歳児保育園及び預かり保育を1～2園で実施する。

④1園程度を認定こども園に転換する。

⑤私立幼稚園への支援策を検討するというものです。

4、今後の進め方でございます。平成30年6月中に区立幼稚園のあり方の大きな考え方を基本方針として作成しまして、それについての区民の意見を7月以降に区報で募集をしていきたいと思っております。9月には具体的な計画案を作成していきます。

実際にどこの園で3歳児保育や預かり保育をやるのか、認定こども園化をどこでやるのか。また廃園をしていくかなどの具体的な計画となります。10月以降は関係機関への説明を行ってまいりたいと考えています。

以上で検討状況についての説明は終わります。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。
進藤委員。

進藤委員 今現状、江東区内の私立幼稚園の園児の数というのは把握できますか。
お願いします。

岩佐教育長 学務課長。

油井学務課長 約3,000人程度となっております。

進藤委員 わかりました。

岩佐教育長 他にはいかがでしょうか。
橋本委員。

橋本委員 認定こども園は、認定出すまでにかなり時間がかかると今おっしゃっていたのですが、どのような流れで進めていくのか、また時間がどのぐらいかかるかを教えていただけますか。

岩佐教育長 学務課長。

油井学務課長 やはり現在、区立の幼稚園として運営しているわけなので、それを認定こども園化していくということになると、保護者への周知ですとか、規定の整備とかいろんなものが転換していかなければならないので、すぐにできるというもの、何年かかかるということでございます。

橋本委員 ありがとうございます。

岩佐教育長 進藤委員。

進藤委員 先ほど私立幼稚園の園児数が3,000人程度とお答えいただきましたが、3歳児保育に変更しますとどのぐらい園児の数が増える予定なのでしょうか。

岩佐教育長 学務課長。

油井学務課長 平成36年度までに1園から2園程度の3歳児を増やしていくとなると、1クラスがだいたい20人程度、3歳児だとそれぐらいになるかと思うんですけども、それが1つの園で2クラスだと40人ぐらい。もし、2園で3歳を始めた場合は倍の80人ぐらいの3歳児を区立で預かるということになるかと思えます。

また認定こども園も同じように認定こども園は基本的には長時間の預かりの方がメインというかたちになっていますので、それも同じように3歳児を何人にするかにもよるのですけれども、短時間で帰る方と長時間の預かりのバランスによって人数は変わってきますけれども、今の計算ですと全部増えても100人ぐらいになるのかなあとは思えます。

ただ、待機児対策ということも兼ねていますので、全部が短時間で帰るお子さんではなくて、6時半とか7時までいるお子さんも含まれてそ

のぐらいの数になると思います。

進藤委員 わかりました。

岩佐教育長 よろしいでしょうか。他には、よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 はい。それでは、本報告を終了いたします。
続きまして、報告事項6 平成30年度江東区立中学校生徒海外短期
留学についてを説明願います。
指導室長。

伊藤指導室長 それでは平成30年度江東区立中学校生徒海外短期留学について報告
をいたします。

資料9をごらんください。

本事業は江東区立中学校第3学年に在籍する生徒をカナダに短期間派遣し語学研修、ホームステイ等体験することにより国際化に対応した人材の育成を図るものでございます。

今回が32回目になります。

1の留学日程をごらんください。派遣先はカナダ、ブリティッシュコロンビア州のバンクーバーから車でおよそ1時間ほど離れた、自然豊かなスクオミッシュ等となっております。

派遣生徒は42名となっております。留学期間は7月21日～7月31日までの11日間で、主な日程は資料に記載してあるとおりであります。

キャピラノシティでは英語学習を行い、英語の実践力を高めるとともに、ホームステイを通じて地域の方々との交流も深めていきたいと考えております。

留学中には江東区と姉妹都市関係にあるカナダのサレー市を訪問するとともに冬季オリンピック・パラリンピックを2010年に開催いたしましたバンクーバーも訪れることから、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた現地での学習も行ってまいります。

2の事前・事後研修会計画をごらんください。42名の留学生は先週5月17日に教育センターで結団式を行い、事前研修をスタートさせております。カナダに出発するまでに10回の事前研修会、そして帰国後は2回の事後研修会、そして各学校での報告会を行うこととなります。

今年度、留学生を引率していただくのは第三亀戸中学校の校長を団長とした中学校の4名の先生、そして教育委員会事務局の指導主事の計6名でございます。

報告は以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項7 平成30年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理についてを説明願います。

指導室長。

伊藤指導室長 それでは平成30年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理についてご報告をいたします。

資料の10をごらんください。

平成30年度江東区立中学校生徒海外短期留学の生徒引率に伴う第三亀戸中学校長のカナダへの出張期間、7月21日から7月31日までの11日間について副校長が校長の職務代理を行います。このことに関しましては学校教育法37条6項に規定された副校長が校長が欠けたときやその職務を行うによるものでございます。

また江東区立学校の管理運営に関する規則第6条におきましても、副校長が職務を代行する場合として校長の海外出張を規定しております。

報告は以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。
よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

報告事項8 専決処分した事件の報告についてを説明願います。

指導室長。

伊藤指導室長 それでは、専決処分した事件の報告についてのご報告をさせていただきます。資料11をごらんください。

発生日は平成29年9月20日。発生場所は江東区白河四丁目3番19号元加賀小学校であります。

事故の状況ですけれども、体育活動中の児童がプラスチックバットを使ってバッティングの練習をしている際、順番待ちをしていた児童の眼鏡にプラスチックバットが当たり、眼瞼裂傷等のけがを負うとともに、眼鏡のフレームが破損したということであります。

幸いこの児童は、この5月にも眼科医を受診しておりますけれども、目に異常はないということで診断をされております。

専決処分決定日は平成30年5月2日、損害賠償額は22,680円であります。

報告は以上であります。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。
よろしいでしょうか。
松江委員。

松江委員 プラスチックバットを使つてのバッティング練習ということですが、これは、具体的にどのような授業になるのですか。野球の練習なのですか。

岩佐教育長 指導室長。

伊藤指導室長 これはティーボールという学習で、棒の上にボールを置いて、それをプラスチックのバットで打つというものです。
そのときに振つたバットが次のバッターとして待っている児童の眼鏡に当たつたという件でございます。

岩佐教育長 よろしいでしょうか。

松江委員 はい。

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。
次に報告事項9 「部活動等の振興を図る検討委員会」の進捗状況についてを説明願います。
学校支援課長。

堀越学校支援課長 「部活動等の振興を図る検討委員会」の進捗状況についてご報告申し上げます。本委員会における平成28年度からの2年間の議論を経て、平成30年4月1日より全ての中学校で部活動における休養日、活動時間の設定を行い現在試行実施しているところです。

3月の教育委員会でもご報告をさせていただきましたが、具体的には休養日を週2日以上平日に1日、土曜日日曜日どちらかに1日以上、土曜日日曜日の完全休養日を月1日以上設けること、そして活動時間については、平日2時間程度、準備・片付けを含め3時間以内。土日・祝祭日については3時間程度、準備・片付けを含め4時間以内として設定しております。

本年度も第1回の検討委員会を5月1日に開催し、平成31年度からの本格実施に向けた制度設計を含めた部活動ガイドラインの策定作業を進めているところです。

さて、お配りいたしました資料12をごらんください。

1として、部活動ガイドライン設定に関する根拠を改めて整理させて

いただきました。平成29年7月に示されました学習指導要領解説の総則編において、今後の部活動のあり方についてこのような記載がございます。

生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮することが示されるとともに、また教員の働き方改革の推進の一環として部活動改革についても示されたところです。さらにスポーツ庁の作成する「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」についても注視することが、明確に示されています。

総則編については、平成30年4月1日から既に移行措置期間としての実施が求められているところです。

この間スポーツ庁からは平成30年の3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が発出されました。

東京都教育委員会からは平成30年4月26日に「運動部活動の在り方に関する方針」〈東京都・中学校版〉が発出されています。

江東区教育委員会通知としては「平成30年度運動部活動における休養日・活動時間の設定について」を平成30年3月1日付で全ての中学校に発出しています。

学習指導要領や、スポーツ庁、東京都、江東区の発出したガイドラインや通知などに一貫して貫いている考え方は持続可能な部活動の実現に向けた抜本的な改革の推進であり、国・都・区の部活動改革の方針が一致しているところです。

次に2といたしまして、この4月の試行の状況について実施した部活動における休養日・活動時間に関する実施状況調査の結果についてご説明いたします。

(1)として、平成30年度からの部活動における休養日・活動時間に関する方針を保護者会等で説明した学校ですが、平成29年度中にあらかじめ説明した学校は9校であり、9校とも年度が明けて改めて再度の説明を行っています。

残りの14校は4月から5月に行われた保護者会などで説明を済んでいるということがございます。

なお、有明西学園につきましては、調査の時点で部活動がまだ立ち上がっておりませんでしたので集計には入っておりません。

(2)についてです。平成30年4月において休養日の設定や活動時間を守って実施したかどうかといった調査内容で、部活動に関する適正な実施状況を示しています。回答については299部ありましたが、96%の部活動が適正に実施しておりました。

課題のある部活動は、約4%となっています。その課題の内容としては、下の(4)にもお示ししておりますが、大会が続いたため休養日を取ることができなかった。あるいは日曜日に全日練習をしていた。休養日の設定が学校としてできていないなどがありました。

(3)として、月間スケジュールの作成状況をお示ししました。全部活動のうちの約66%が1カ月間を見通したスケジュールを作成しているところです。教員の働き方改革の推進の視点からも、スケジュール管理が重要ですので、今後の課題と捉えております。

(4)には調査結果についてお示ししております。全部活動数が299部活動。下にいきまして、そのうち運動部は176部活動、文化部は123部活動です。

適正な実施を行ったところは、287部活動中運動部が165部活動、文化部は122部活動です。課題のある部活動は12部活動中、運動部は11部活動、文化部については1部活動です。

月間スケジュールを作成している部活動は195部活動で、うち運動部が133部活動、文化部は62部活動となっております。

3といたしまして、「部活動等の振興を図る検討委員会」の今後のスケジュールでございますが、5月29日に第2回検討委員会を実施するとともに、第3回、第4回の議論を経て中学校長会との連携を深めながら部活動ガイドラインを策定してまいります。

先ほどご説明いたしましたように、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するとともに教員の働き方改革の推進を進めるために休養日や活動時間の在り方を検証していくとともに、今後教員に代わり監督や引率ができる部活動指導員制度の導入を検討するなど持続可能な部活動の実現に向けた抜本的な改革が実現できるよう、江東区の中学校に合ったガイドラインを検討してまいります。

資料に関する説明は以上でございますが、なお義務教育学校である有明西学園ですが、後期課程いわゆる中学生の段階において部活動を発足しております。5月22日に立ち上げがあり、現在運動部活動6部、文化部活動4部を立ち上げて後期課程71名中58名の入部希望があるというところで今週からスタートしているという情報をいただいております。

ご説明は以上です。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。
松江委員。

松江委員 先ほど議論になった、教員の働き方改革の上からもこのことは大事な部分だというふうに思うのですね。

ただ、保護者あるいは生徒からの声として何か上がってきているものがあつたら、お示しいただきたいと思うのです。

学校の休日、休校日に部活動をやるということについては、これはまたそれでそれぞれ必要なことだとは思いますが、給食がない分家庭にも弁当作りなど、場合によっては負担が出てくるわけですので、

家庭や実際に部活動に参加している子どもたちの声等が上がってきているものがあるのであれば、お示してください。

岩佐教育長 学校支援課長。

堀越学校支援課長 現在、指導室あるいは学校支援課のほうに複数のお問い合わせを区民からいただいております。保護者がほとんどですけれども、いただいております。

実際には、これまで土曜も日曜も部活動をやっていた生活から、少し片方が家庭に子どもが帰ってくるという部分で、もう少し部活動をやらせてほしいというご意見をいただくケースもあります。

しかしながら、4月1日からこのように実施するというのを各学校でお示ししておりますので、逆に大会が続いて土曜・日曜子どもがいるはずなのに部活動に出かけていくのはなぜですかというようなご意見もいただいております。

現在はやはり1カ月半という時間しかまだありませんので、両方の戸惑いの部分はあります。その点については、校長会のほうに出かけていって、このような声が上がっていますということで改めて学校から丁寧にご説明するようにということをお願いしているところです。

先ほどの課題のある部活動12部活動ありますが、どうしてもこの春の大会で個人戦・団体戦と連続するためにどうしても休めないという部活動が出てきている部分もあり、子どもたちの中では試験前なのになかなか休めない、そういった声も上がっているようで、保護者を通じてこちらにも入ってきているのも事実です。

したがって、長時間の練習ではなくて、時間を区切って勉強との両立、そういったことを配慮するようにということで改めて指導しているところです。

補足でございますが、これまで全校学力調査等の結果でなかなか中学生が地域行事等になかなか参加しづらい状況というのが実は部活動が一員があったということがありましたが、先日行われました子ども祭り等では中学生の姿をかなり多く見かけていて声を掛けるとやっぱり部活動がないので参加できるようになりましたという声もありましたので、恐らくそういった動きが今後出てくるのかなあとということが予想されます。

以上です。

岩佐教育長 確かに子ども祭りのとき、例年あまり見ないけど中学生の姿が結構多かったですね。他にいかがですか。

今の話なのだけど、適正に部活動を行っているのは96%、で保護者の中にはもっと子どもに活動させてほしいという保護者もいるという話

もあったのだけれど、この調査の結果として大きくくくると部活動を望ましい形に変えていくという方向について、ほとんどの保護者からご理解いただいているという捉えで良いんですか。

学校支援課長。

堀越学校支援課長 学校支援課としてはそのようにご理解いただいているということで捉えております。

教員のほうも実は昨年度の調査の中で、部活動に負担感を感じている教員が実は7割いて、その中で負担感の内容というのが6割が土曜日・日曜日の勤務であるとか、長時間、時間的な拘束の部分。つまり働き方改革の部分でした。そういった部分で学校がしっかり丁寧に説明していただいてそして96%の部活動が活動時間を削減したという実績がありますので、一定のご理解をいただいていると考えているところです。

岩佐教育長 もう一つはこの12の部活動については今後の改善の方向みたいなものは各学校で方向性出ているのでしょうか。

学校支援課長。

堀越学校支援課長 学校支援課より、12の部活動の個々の状況について1個1個管理職に対して聞き取りを行った上で5月に改善を図るよということを示しているところです。

実際には大会との関係で難しかったということが多いようですが、そうではなくて、たとえばある部活動は1日中練習して、練習で1日取っている、これはもう完全に教員の課題ですのでそこについては管理職から厳しく指導するよということによっております。以上です。

岩佐教育長 はい。他にはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項10 千田福祉会館・千田児童館の指定管理者の選定手続きについてを説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長 それでは私からは千田福祉会館・千田児童館の指定管理者の選定手続きについてご説明いたします。

恐れ入りますが資料の13をごらんください。

本件施設につきましては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び江東区児童館条例等に基づき、平成26年4月から指定管理者制度による管理運営を行っていますが、平成30年度末をもって5年間の指定期間の満了を迎えます。

一方で、満了後の平成31年度以降においてもこのアウトソーシング基本方針などに基づく指定管理の導入の継続により、効率的効果的なサービスの提供が期待できることから、再選定手続きを行うものでございます。

では、改めて資料について説明させていただきます。

まず対象となる施設は区の千田21番に所在する千田福祉会館・千田児童館でございます。

次に現在の状況です。指定管理者は株式会社マミー・インターナショナルで、指定管理期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

次に選定方法でございますが、区の指定管理者制度に係る運用において公募を原則としていることから、公募により選定いたします。

なお、公募につきましては現在5月21日号の区報などを活用し、6月19日まで公募しており、公募した事業者の中から審査を経て選定してまいります。

次に今後の予定です。

6月に第2回区議会定例会において所管委員会の文教委員会に本件内容を報告いたします。なお、福祉会館に係る事項でもございますので、福祉部が厚生委員会に本件内容を報告いたします。

その後、公募事業者に対する書類審査やプレゼンテーションを経て8月には各長を委員長とする公の施設に係る指定管理者選定評価委員会において指定管理者の候補者を決定いたします。

そして10月には第3回区議会定例会において指定いただいた場合、平成31年3月に指定管理に関する協定書を締結。そして4月から指定管理者による運営を開始する予定です。

最後にその他でございます。この施設は併設施設の特性を活用し乳幼児から高齢者まで異世代による交流の活発化、活性化や一括管理による効率化を図ることを目的としております。

そのため福祉会館と児童館それぞれの施設が別々の指定管理者を選定するものではなく、同一の指定管理者を選定をしております。

私からは以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続きまして報告事項11 第30回江東こどもまつり開催の結果についてを説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長　それでは私から第30回江東こどもまつりの開催の結果についてご説明します。資料14をごらんください。開催日であります5月20日はこの季節らしい非常にさわやかな気候の中で行われました。

この日は明治小学校の児童によるファンファーレを皮切りに、オープニングセレモニーが始まり、こどもたちの宣誓、そして実行委員長の大会宣言によりイベントがスタートいたしました。

今年は東京都における民生委員制度100周年を記念した山崎区長による1日民生委員・児童委員の委嘱式を行う一方、こどもまつりが30回目という節目でございました。

そのため、記念イベントとして東京2020オリンピック・パラリンピックで本区を会場として行われる競技種目、スケートボードやBMXのプロの選手による見本競技を行うほか、こども向けの体験コーナーを設置し予想を超える多くのこどもたちの歓声が場内に響き渡っております。

また、毎年恒例の岩手県北上市と西和賀町から運んだ16トンの雪による「岩手の雪で遊ぼう」コーナーや、ティアラこうとうでの観劇会、そしてこども関連施設が実施するさまざまなイベントが開催され、どのブースでも順番待ちが出るなど非常ににぎわっており、結果として今年の参加者はこれまで最高の約13万人の方にご来場いただきました。

事務局としましては、けが人や熱中症など、こどもたちが体調を崩さないか心配したところがございますが、結果として大きな事故もなく、多くの方が楽しみ、ご満足いただけた1日であったと認識しております。

これは多くの方々にご協力をいただいた結果にほかならないものと考えているところであります。

なお、プログラムの参加人数につきましては、資料に記載のとおりでございます。また表にない参加者などにつきましては、たとえば休憩所の参加者、無料バスの利用者数、ボランティアのスタッフなどがございます。私からは以上でございます。

岩佐教育長　では、本件について質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。

松江委員。

松江委員　細かいことで申し訳ないけれども、主なプログラムの参加者が1万2,921人、924人それから893人とかずいぶん細かく数字が出ていますが、どのようにカウントしたのでしょうか。

岩佐教育長　放課後支援課長。

池田放課後支援課長 各ブースに対し、主催者側として利用者数というものを非常に気にしていることから、極力カウンターを持って数えてくださいと伝えていません。それから半券ですとか、チケットと引き換えにご参加いただくそういった利用者もおります。そういったようなところにつきましては、数を集計させて比較的精緻な数字として算出させていただいていたということでございます。

松 江 委 員 はい、ありがとうございます。

岩 佐 教 育 長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

これより、協議事項に入ります。

協議事項1 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表についてを議題といたします。

本案は、区議会及び関係諸機関の審議状況との関係がございますので、秘密会といたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 ただいま、全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、本審議を秘密会といたします。

それでは、本案について事務局より説明願います。

庶務課長。

岩 井 庶 務 課 長 恐れ入ります、資料16のほうをごらんいただきたいと思います。

江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について説明いたします。

この条例では一定規模の世帯用マンションを建設する場合、事業者は土地取引等を行う前に区長にその内容を届け出なければならないとしておりまして、条例の第10条ではそれを受けまして、区長は公共公益施設の状況を公表するということになってございます。今回は施設の状況を公表するに当たり、事前の協議ということをお願いするものでございます。

まず始めに庶務課より小学校・中学校及び義務教育学校の状況についてご説明いたします。資料1ページ、2ページが小学校の状況となっております。

1ページは用語の説明ですので、2ページのほうお進みいただきたいと思います。

2ページをごらんください。表の1番左より通し番号、学校名、本年5月1日現在の児童数及びクラス数を記載してございます。5月1日現在における小学校の児童数は2万3,525人。753クラスとなっております。

ございますが、これは本年4月に開校した義務教育学校有明西学園を含んでおりませんので、これを加味しますと前年と比べまして584人19クラスの増学級ということになってございます。

クラス数の隣の最大使用教室数は先ほどの収容対策のところでも報告させていただいたところです。30年から36年度までの児童推計を行った結果、必要とされる最大の教室数となっております。

その際、利用可能教室を上回る場合、受け入れ状況に黒丸もしくはアスタリスクを記載してございます。黒丸は収容対策が決定している学校、アスタリスクは収容対策が今後必要になると見込まれる学校となっております。

18番東雲小につきましては、先ほどもご案内しましたが、現時点では利用可能数内に収まっておりますが、今後児童数増加が想定されるためアスタリスクとしてございます。

その他の具体的な収容対策につきましては、先ほどご説明いたしましたのでここでは割愛をさせていただきます。

次に中学校の状況でございます。4ページのほうへお進みいただけないでしょうか。4ページをごらんください。

中学校につきましても、本年5月1日現在の生徒・クラス数を学校別にまとめ、今後の生徒推計に基づく最大使用教室数と利用可能数を記してございます。

受入状況で、アスタリスクとなっている学校は収容対策が今後必要になると見込まれております。

次に義務教育学校の状況ですが、恐れ入ります6ページのほうへお進みください。6ページをごらんいただきたいと思います。

義務教育学校は従来の小学校に当たる前期課程と中学校に当たる後期課程がでございます。まず前期課程でございますが、児童数557人、18クラスとなっております。また後期課程は生徒数71人4クラスとなっており、前期と後期と合わせますと628人22クラス編成となっております。有明地区におけるマンション開発の進行は著しく有明西学園については将来的に収容対策を再び検討する必要があるという見込みとなっております。

小学校・中学校及び義務教育学校についての状況は以上でございます。

岩佐教育長 放課後支援課長。

池田放課後支援課長 私からは、江東きっずクラブと学童クラブの登録数についてご説明します。資料といたしましては、7ページから9ページでございます。

まず江東きっずクラブの状況でございます。きっずクラブは小学校を活用し、放課後などに児童が安全・安心して過ごすことができる場所や生活の場を提供する事業でございます。この事業には2種類の登録制

度がございます。

1つは、全学年の児童を対象とし、特段対象の児童となる要件は設けない放課後子ども教室機能のAコース。もう1つは1年生から3年生を主に対象とし、保護者が就労などの事情により家庭で十分な保育を受けられない児童に対し保護者に代わって生活の場を提供する学童クラブ機能のB登録がございます。

ここで最初の7ページでございますが、こちらがA登録の表でございます。A登録につきましては、今年の4月より開校をした有明西学園を含め全46小学校において設置いたしました。5月1日現在の登録数は表の一番下に記載のとおり、合計9,128名の登録があります。

8ページをごらんください。こちらはB登録の表でございます。上段に入会可能数とございますが、これは児童1人あたりの面積が1.65平方メートル以上を確保できるように算定した入会可能数でございます。

B登録につきましては、小学校における収容上の課題もありA登録とは異なり、46小学校ではなく、記載のとおり42小学校で実施しています。実施していない4つの小学校におきましては、近隣の学童クラブをB登録の受け皿として位置づけ、終了時間を延長するなどきつずクラブと同様の開設時間とし、利用していただいております。

5月1日現在の入会可能数は合計3,870名、登録数は2,788名です。

次に9ページをごらんください。こちらは学童クラブでございます。

学童クラブは昨年度末をもって3つのクラブを廃止し、現在19クラブで運営しております。

なお先ほどB登録の際にご説明した、きつずクラブの受け皿としてのクラブは9番の辰巳学童クラブ、こちらは二辰小の受け皿、10番の千田学童クラブ、こちらは川南小の受け皿、14番の浅間堅川学童クラブ、こちらは浅間堅川小学校の受け皿。19番の南砂六丁目学童クラブ、こちらは三砂小の受け皿となっております。

5月1日時点での全クラブの入会数は表の一番下に記載のとおり、入会可能数は1,700名、登録数は818名となっております。

その下の表は今申しあげました数字の再掲でございます。B登録と学童クラブの合計登録数合わせて5月1日現在は3,606名となっております。

ご参考ではございますが、昨年度と比べ登録数は182名の増となっております。

私から以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本案について質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。本案について、承認することにご意義ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、本秘密会の会議録につきましては、教育委員会会議規則で非開示とすることになっておりますが、区議会の審議終了後、本審議の会議録について、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもって平成30年第5回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。